

公告第 2023-1 号
令和 5 年 4 月 1 日

被保険者各位

FWD生命保険健康保険組合
理事長 樋口 知比呂



FWD生命保険健康保険組合規約の一部変更について

このたび、関東信越厚生局より組合規約の一部変更の認可申請が承認されました。これにより、健康保険組合規約を下記の通り一部変更いたしますので公告いたします。

記

新	旧
<p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第44条 一般保険料額及び調整保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</p>	<p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第44条 一般保険料額及び調整保険料額の100分の55は事業主、100分の45は被保険者において負担する。</p>
<p>(付加給付)</p> <p>第54条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 出産育児一時金付加金</p> <p>(2) 家族出産育児一時金付加金</p> <p>(3) 家族療養費付加金</p> <p>(4) 合算高額療養費付加金</p> <p>(5) 訪問看護療養費付加金</p> <p>(6) 家族訪問看護療養費付加金</p> <p>(7) 出産手当金付加金</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(付加給付)</p> <p>第54条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 出産育児一時金付加金</p> <p>(2) 家族出産育児一時金付加金</p> <p>(3) 家族療養費付加金</p> <p>(4) 合算高額療養費付加金</p> <p>(5) 訪問看護療養費付加金</p> <p>(6) 家族訪問看護療養費付加金</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(出産手当金付加金)</p> <p>第60条の2</p> <p>被保険者が法第102条の規定により出産手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、<u>出産手当金付加金として、1日につき、当該出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の85に相当する額から当該出産手当金額を控除した額を支給する。</u></p> <p><u>ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の85に相当する額から、当該出産手当金額を控除した額を支給する。</u></p> <p>(1) 出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額</p> <p>(2) 出産手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額</p> <p>2 法第108条第2項の規定により出産手当金の支給が行われない期間があるとき、その期間については、<u>前項の規定の適用について、出産手当金の支給があったものとみなす。この場合において、出産</u></p>	<p>(新設)</p>

<p>手当金付加金の支給額は、報酬を受けなければ受けることのできた出産手当金と出産手当金付加金の合計額から受けることのできる報酬の額を控除して得た額とする。</p> <p>ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、法第103条第1項ただし書、法第108条第1項ただし書又は法第108条第3項ただし書の規定による差額の支給をうけると、出産手当金付加金の支給額は、法第102条第2項の規定により算定される出産手当金及び本条第1項の規定により算定される出産手当金付加金の合計額から法第99条第2項の規定により算定される傷病手当金の額を控除して得た額とする。</p> <p>ただし、当該額が零を下回る場合には、零とし、当該額が本条第1項の規定により算定される額を超える場合には、同項の規定により算定される額とする。</p> <p>4 第1項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。</p>	
<p>附 則</p> <p>この規約は、令和5年4月1日から施行する。</p>	